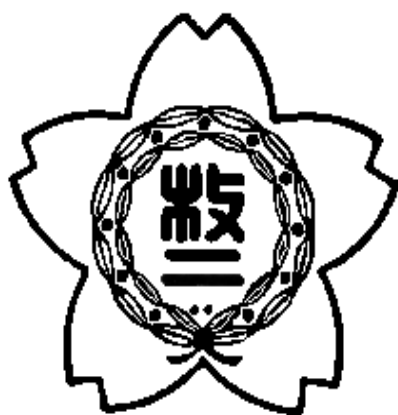


令和5年度
危機管理マニュアル



枚方市立枚方第二小学校

〒573-0024 大阪府枚方市田宮本町1-1番1号

TEL 050-7102-9004

FAX 072-843-5125

E-mail hirakata2-e00@city.hirakata.ed.jp

URL [http://www.city.hirakata.osaka.jp/
site/hirakata2-sub/](http://www.city.hirakata.osaka.jp/site/hirakata2-sub/)

枚方市立枚方第二小学校危機管理マニュアル

1 本校の危機管理の基本方針

(1) 危機管理の必要性

- ①学校は、児童が安心して学び、教職員が安心して教育活動を行う安全な場所であればならない。しかし、ときとして学校の安全を脅かす事件・事故が発生する。そのようなときに備えて、適切かつ確実な危機管理体制を確立する。
- ②近年、児童の登下校時をねらった犯罪が多発している。このような社会情勢から、児童の登下校時の安全を確保し、犯罪の未然防止に努めると共に、適切かつ確実な危機管理体制を確立する。

(2) 危機管理の目的

- ①児童や教職員の命を守る。
- ②危険をいち早く発見して、事件・事故の発生を未然に防ぐ。
- ③万一、事件・事故が発生したときは、適切かつ迅速に対応し、情報の掌握、開示を適切に行い、被害を最小限に抑える。
- ④事件・事故の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じる。

(3) 想定される危機

- ①台風などの気象災害や地震などの自然災害による危機
- ②火災など事故による危機
- ③不審者等、人によって引き起こされる危機
- ④プールにおける水難事故の危機
- ⑤学校給食における食物アレルギーの危機
- ⑥新たな危機

(4) 本校の課題

- ①火災や地震を想定し、低学年が逃げやすいよう、下の階に低学年の教室配置をしているので、不審者侵入の場合は、危険度が増す。
- ②体育館・留守家庭児童会の裏は死角になりやすい。
- ③モニターでのやりとりで来校者を確認しながら、校門の解錠はしているが、その際に不審者が便乗してすり抜けて侵入する可能性がある。
- ④校区内に天野川、用水路、交通量の多い幹線道路があり危険箇所が多い。

(5) 課題を補う危機管理体制

- ①安全監視員が、午前中は8時30分から12時30分まで、午後は2時30分から4時30分まで校門での監視をする。
児童が勝手に校外に出ていくことを防止することができる。
- ②不審者に対する施設上の弱点に対しては、教職員の巡視等を行うことによって、危険をいち早く発見するなど、日常の危機管理意識を高めることにより、被害を最小限に抑える。
- ③校内で見かけた大人に対しては教職員は必ず「こんにちは、ご用件はお伺いしていますか。」等必ず声をかけるようにし、丁寧な応対を心がけるとともに、常に意識を持って警戒をするように心がける。
- ④マニュアルに従って、事件・事故に対処できない場合は、臨機応変に役割が変更できるよう、各担当者の業務内容も熟知し、緊急事態発生時に備える。
- ⑤地域、保護者に機会を捉えて定期的に理解と協力をお願いする。
- ⑥PTA、自治会、老人会等のボランティアグループと連絡を密にし、登下校の安全を図る。
- ⑦連絡のないままに欠席する児童は、学校から連絡をとり安全を確認する。連絡できない場合は児童の通学路を通り、自宅まで行き安全を確認する。
- ⑧1年生は、学級集団下校を年間を通して実施する。

(6) 保護者・地域社会・関係機関との連携を図る上での留意点

- ①学校の安全は、まず教職員が積極的に守ることを基本に考える。
- ②学校の情報を発信し、開かれた学校づくりに努め、教職員一人一人が地域社会との信頼関係を築く。
- ③「児童一人ひとりの安全マップ」を年度初めに作成し、危険に対して教職員、児童、保護者が共通の意識と認識を持つように努める。
- ④登下校路の見直し等、安全確保に努める。

2 火災や自然災害に対する危機管理体制・役割分担

(1) 日常

- ① 火災や地震、台風時などそれぞれに応じた避難訓練を実施するとともに、日常的に安全教育の充実を図り、児童の安全に対する意識の向上に努める。
- ② 避難経路を確認しておくとともに、職員の役割分担について熟知しておく。
- ③ 「校区安全マップ」を作成し、通学路の危険箇所について全職員が把握する。

担当者	活 動 内 容
校長・教頭	ア) 全体の統括 ・安全教育に関する事項(防災教育、避難訓練、防災訓練の事前指導など) ・安全管理に関する事項(施設設備の点検、児童の安全確保に関する点検など) 点検担当箇所：管理棟(教頭) 教室棟、西校舎、体育館、運動場、中庭 ・安全に関する組織活動(体制の整備、教職員を対象とした研修や訓練)に関する学校安全計画全体の状況把握と必要な指示・掌握 ・PTA、地域社会、関係機関との連携
生徒指導部 安全部	ア) 施設・設備の点検、児童の安全確保に関する点検 イ) 防災・避難訓練の計画と実施 ウ) 教職員対象の研修の計画と実施 エ) 危機管理マニュアルの見直しと徹底
担任	ア) 児童に対する安全教育の実施(避難方法、避難経路の確認、通学路での安全、淀川などでの水難事故防止など)
支援学級担任	ア) 配慮を要する児童の安全確認の方法の周知
事務職員	ア) 重要書類の管理及び管理場所の掌握
養護教諭	ア) 児童の健康状態、要観察者の状況と、かかりつけ医療機関の掌握 イ) 救急病院の掌握 ウ) 負傷者搬送時の必需品の確認と準備

(2) 緊急時(課業日)

- ① すばやい集合離散の中で、正確な情報を共有し、一人ひとりが危機の全体像を把握する。
- ② 教職員それぞれが役割分担表に沿って行動する。
- ③ 出張等で担当職員が不在の場合は、臨機応変に他の職員が補えるようにする。

	担当者	活 動 内 容
総 指 揮	校長	ア) 全体の状況把握と必要な指示、掌握
	教頭	ア) 校内緊急放送 イ) 児童の避難の必要性の判断と指示 ウ) 110番・119番に通報する。 エ) 大阪ガス(072-961-6983) 関西電力(072-844-1131/072-841-1031夜間)に急報する。 オ) 教育委員会へ支援要請 カ) PTA会長、保護者への緊急連絡 ※緊急メール配信 キ) 記録
	教務主任 事務職員	ア) 重要書類の持ち出し、及び管理

避難誘導	担任外等職員室にいる教員	ア) 事由発生の確認、報告 イ) 避難経路の安全確認、報告 ウ) 配慮を要する児童が在籍している学級への応援 エ) 低学年への応援 オ) 行方不明児童の捜索、救護活動 火災時 カ) 初期消火 <u>気象災害時など緊急に児童を下校させる場合</u> キ) 担任とともに集団下校の引率
	学級担任	ア) 児童の避難誘導・人員確認・安全確保（運動場に朝礼隊形で整列する） *「おさない、はしらない、しゃべらない」を合い言葉に静かに素早く行動させる。 イ) 行方不明児童の捜索 ウ) 下校方法決定後の全保護者との連絡 エ) 児童の安全下校の確認 オ) 避難・誘導が完了し、子どもの安全確保を確認の上、可能な範囲で消火活動や救護活動を応援
救護	養護教諭	ア) 負傷者発生に備えて、救急用品の準備 イ) 避難場所での負傷者の応急手当 ウ) 負傷者発生現場での応急手当、搬送準備 エ) 負傷者氏名の確認とリスト作成 オ) 救急車同乗と搬送先からの連絡 カ) 負傷者と保護者への対応
消火	担任外等職員室にいる教員	ア) 初期消火

(3) 緊急時（土・日・祝日）

日直、学校施設管理人は学校警備の任にあたり、火災時には臨機応変の処置を執る。

- ①110番・119番に通報する。
- ②校長・教頭に急報する。
- ③大阪ガス(072-961-6983) 関西電力(072-844-1131/072-841-1031夜間)に急報する。
- ④連絡を受けた校長は教職員に急報し招集する。
- ⑤校長は教育委員会へ急報する。
- ⑥校長はPTA会長に連絡する。
- ⑦日直、学校施設管理人は校長・教職員の来校まで重要物品の搬出保管に努める。

(4) 火元責任者

場所	責任者	場所	責任者	場所	責任者
校長室	教頭	理科室	理科教育主担	コンテナ室	学校栄養職員
職員室	教頭	家庭科室	家庭科教育主担	体育館	体育教育主担
保健室	養護教諭	教材室	教務主任	パソコン室	ICT教育主担
図書室	司書教諭	音楽室	音楽教育主担	英語教室	外国語教育主担
更衣室	教頭	学級教室	各担任	少人数教室	少人数指導担当
校務員室	校務員	階段倉庫	教頭	通級指導教室	通級指導担当者
放送室	視聴覚教育主担	プール	体育教育主担		

3 地震発生時の注意

- ①担任の指導の下に、学習用具は置いたままで児童を机の下に避難させる。
- ②避難経路の安全を確認し、経路を確定する。
- ③放送による避難の指示。
- ④担任の指導の下に、帽子などを着用させ、臨機応変に安全と思われる避難経路を通り避難させる。
- ⑤ガス使用中は元栓を閉じる。
- ⑥被害状況を確認する。
- ⑦近隣住民が避難してきた場合、管理職と担任外教員が避難誘導等の指示を行い、諸機関との連絡を行う。

☆発生時対応の対応

- ・枚方市で「震度5弱」以上の地震が発生した場合

発生時期	対応・措置等について
登校前	臨時休業 ※前日の下校以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。
登校途中	児童は危険な場所を避け、安全な場所(公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難。 ↓ 揺れがおさまった後、原則として登校。担任が点呼を行う。
在校時	地震時は身を守る行動をとり、揺れが収まったら余震に備えて校庭へ避難。以降、臨時休業とする。 ↓ 児童の点呼・保護。 ↓ 安否情報及び下校について保護者へ連絡。 ↓ 保護者への引き渡し。
下校途中	児童は危険な場所を避け、安全な場所(公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難。 ↓ 揺れがおさまった後、原則として自宅へ。

- ・枚方市で「震度4」以下の地震が発生した場合は、原則として「平常授業」を行います。

☆津波対策

- 枚方市内に大津波警報が発表された場合は、速やかに枚方中学校へ避難をすすめること。

☆地震から数時間経過後の動き

①児童の下校について

- 津波の可能性や通学路の安全について地震情報や災害対策本部、教育委員会に確認したあと、ミルメールで各家庭に連絡をする。保護者との連絡がつき、迎えに来ることができる場合には保護者に児童を引き渡すこととする。保護者との連絡がつかない場合は学校にて待機させる。
- 保護者への電話で連絡する場合には連絡の重複がないように上の学年から家庭数で連絡する。
- 支援学級の児童については、基本的に保護者に迎えに来てもらう。
- 児童が下校したか、学校で待機中かは各クラスの担任を通じて、確実に把握する。下校先も把握しておく。

②児童等の保護者への引き渡し

- 保護者への連絡をして、連絡のついた保護者に迎えに来てもらう。その際、救急搬送等のための道路確保の観点と校内に児童や地域の住民が多数避難してきていることが予想されることから、学校への自動車等の乗り入れは控えてもらうように要請する。
- 必ず、学級担任(学級担任不在の場合はその補欠教員)の確認を受けてから児童を保護者に引き渡すこと。学級担任はその報告を速やかに管理職に報告すること。
- 負傷した児童については、養護教諭が保護者に直接確認してから引き渡し、保護者は学級担任に報告してから下校するように伝えること。
- その他、児童の所在が不明な場合は管理職に連絡をし、速やかにその指示を受けること。

4 特別警報、並びに「暴風警報」発令時の措置について

年度当初に「保存版 特別警報、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報または洪水警報発令時の措置について」（下記の通り）を配布する。

特別警報	I. 枚方市に、午前7時の時点で『特別警報』が発表されている場合は、臨時休校とします。			
	II. 登校後に『特別警報』が発表された場合は、原則として全児童学校待機とします。 状況に応じて、枚方市教育委員会と連携し、その後の対応を決定します。 (基本的には、保護者の方にお迎えをお願いすることになります。)			
暴風警報・暴風雪警報・洪水警報	I. 枚方市に『暴風警報』『暴風雪警報』『洪水警報』が発表された場合			
	午前7時現在	発表中	◇児童の登校を見合わせ、解除になるまで 自宅待機とします。	
		解除	◇通常通りの授業を行います。	
	午前9時現在	発表中	◇児童の登校は見合わせ、解除になるまで 自宅待機とします。	
		解除	◇9時45分までに学校に着くように集団登校させてください。 ◇2校時以降の授業を行います。	◇給食はあります。 下校は平常どおりです。
	午前10時現在	発表中	◇臨時休校とします	
		解除	◇10時45分までに学校に着くように集団登校させてください。 ◇3・4校時の授業を行います。 ◇12時30分頃より下校します。	◇給食はありません。 ご家庭で昼食の用意をお願いします。
	※枚方市内に土砂災害警戒情報又は校区内に避難指示が発表・発令された場合については、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されても自宅待機をお願いする場合があります。この場合は学校よりお知らせします。			
	II. 登校後に枚方市に『暴風警報』『暴風雪警報』『洪水警報』が発表された場合は、原則児童は学校に待機します。学校が雨量の状況をふまえながら、通学路の安全確認を行うとともに、土砂災害警戒情報や避難指示の発表、発令の諸般の事情を勘案し、子どもの安全の確保が確認できましたら、引き渡し下校をします。なお、下校開始時刻等は、学校よりミルメール等でお知らせします。 ※このような場合の対応について、ご近所の方をお願いするなど、帰宅後の児童が困らないよう各家庭であらかじめ準備願います。			
	III. 留守家庭児童会については、午前11時現在、警報が解除されているときは、通常どおり午後1時15分より、午前9時から午前10時の間に解除されたときは午後0時15分から開室します。詳細は留守家庭児童会にご確認ください。			
IV. 枚方子どもいきいき広場についても学校の対応に準じて非常変災時における中止の取り扱いから「大雨警報」を除きます。				
【留意事項】 教育委員会等との緊急連絡ができなくなりますので、電話での問い合わせはご遠慮ください。				

(1) 暴風警報・暴風雪警報、大雨警報・洪水警報発表時の集団下校について

- ① 暴風警報が発表された場合は地区担当教員の誘導で緊急集団下校をする。
- ② 留守家庭児童会の先生と教頭が連絡を取り合い、互いに協力し合って安全で速やかな下校を心がける。
- ③ 様子を見て給食を早めに始める措置をとることもある。
- ④ 児童は次のように分かれる。(このことは年度当初に保護者に知らせる。)

集団下校する。	保護者が迎えに来るまで待機する。
ア) 兄弟姉妹も含めて鍵を持っている児童	ア) 兄弟姉妹も含めて鍵を持っていない児童
イ) 家に人がいることが確かな児童	イ) 家に人がいるか不確かな児童

- ⑤ 校長は職員室で総指揮をとる。

午後1時前に警報が出た場合

- ① 留守家庭児童会は開室しない。
 - ② 学級では
 - ア) 学校で待機する児童を確認する。
 - イ) 集団下校する児童は下靴を持って地区児童会の教室へ行く。班長は1年生を迎えに行く。
 - ウ) 配慮を要する児童について支援学級担任と連絡し確認する。
- 地区児童会では
- ア) 学校で待機する児童の個票をつけ、集団下校チェック表を担当者がとどける。
 - イ) 集団下校の前に学校待機の児童は待機場所まで誘導する。

待機所では

- ア) 児童は保護者に確実に引き渡す。

午後1時以降に警報が出た場合

- ① 留守家庭児童会は開室する。
 - ② 留守家庭児童会へ行く児童は地区児童会の教室へ行ったあと、留守家庭児童会室へ行く。(いつもの集団下校と同じ)
 - ③ 学級では
 - ア) 担任は学級で確認して、留守家庭児童会に行く児童は地区児童会に行かせる。
- 地区児童会では
- ア) 集団下校の際に図書室待機の児童は図書室まで誘導し、カードと一緒に児童を図書室担当者に引き渡す。
 - イ) 留守家庭児童会の児童は留守家庭児童会室へ行かせる。

5 熱中症予防と対応

(1) 熱中症の予防

〈指導面〉

- ① 環境条件に応じた活動を行う
 - ・ 熱中症計でWBGT値を測定し、「熱中症予防のためのチェックシート」に記録し、安全を確認の上活動を行う。
 - ・ 運動を行うときは、こまめな休憩をとる。
- ② こまめに水分補給する
 - ・ 一人ひとりの状況に応じてこまめに水分補給をし、汗をかいて失われた水分を補給する。
 - * スポーツドリンクを持参する場合は過剰摂取による健康への影響等についても指導を行う。
 - ・ 個人が必要と感じた時に飲める「自由飲水」だけでなく、強制的に水分を補給する時間を設ける「強制飲水」を合わせて指導をする。
- ③ その他
 - ・ 5月～6月の急に熱くなったときは、暑さに徐々に体を慣らしていく。
 - ・ 屋外で直射日光に当たる場合は、帽子の着用を指示し、また水分補給できるように水筒の携行もあわせて指示する。
 - ・ 体調が悪いときは無理に運動をさせないようにする。

- ・熱中症の予防や対処方法、暑い時期の生活習慣指導、効果的な水分補給について等、熱中症から身を守る方法について適切に指導をする。

〈対策面〉

- ① 気温やWBGT等、環境条件に配慮した活動を実施する。指数の高い場合は授業、休憩時間における運動場の使用を中止する。
- ② 体育館など空調設備のない部屋で活動を行う場合、事前に窓や扉を開放しておく、扇風機を利用するなど、喚起を十分に行う
- ③ 散水を行う等野外の気温を下げる工夫をするとともに、ミストを利用して体温を下げるようにする

(2) 熱中症予防運動指針

【熱中症予防運動指針】

WBGT ℃	湿球 温度 ℃	乾球 温度 ℃	運動は 原則中止	WBGT 31℃以上では、皮膚温より気温の方が高くなり、体から熱を逃がすことができない。特別の場合以外は運動は中止する。
● 31	27	35	● 厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT 28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、積極的に休息をとり水分補給を行う。
● 28	24	31	● 敬言 戒 (積極的に休息)	WBGT 25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり水分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
● 25	21	28	● 注 意 (積極的に水分補給)	WBGT 21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水を飲むようにする。
● 21	18	24	● ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT 21℃以下では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

(3) 熱中症発生時の応急手当

〈熱中症を疑う症状〉

- ・頭痛 ・吐き気 ・嘔吐 ・大量の汗 ・めまいやたちくらみ
 - ・筋肉の痛みや硬直 ・体がだるくて力が入らない ・手足の痙攣
 - ・体を触ると熱く感じるほどの高温になる ・意識障害が起こる
- など

〈応急手当〉

- ① 涼しい場所への避難
 - ・エアコンが効いている室内へ避難させる。
- ② 脱衣と冷却
 - ・衣服を脱がせて、体からの熱の放散を助ける。ベルト、下着を緩めて風通しを良くする。
 - ・皮膚に濡らしたタオルをかける、または直接服を濡らした上で、うちわや扇風機であおぐ

ことにより体を冷やす。

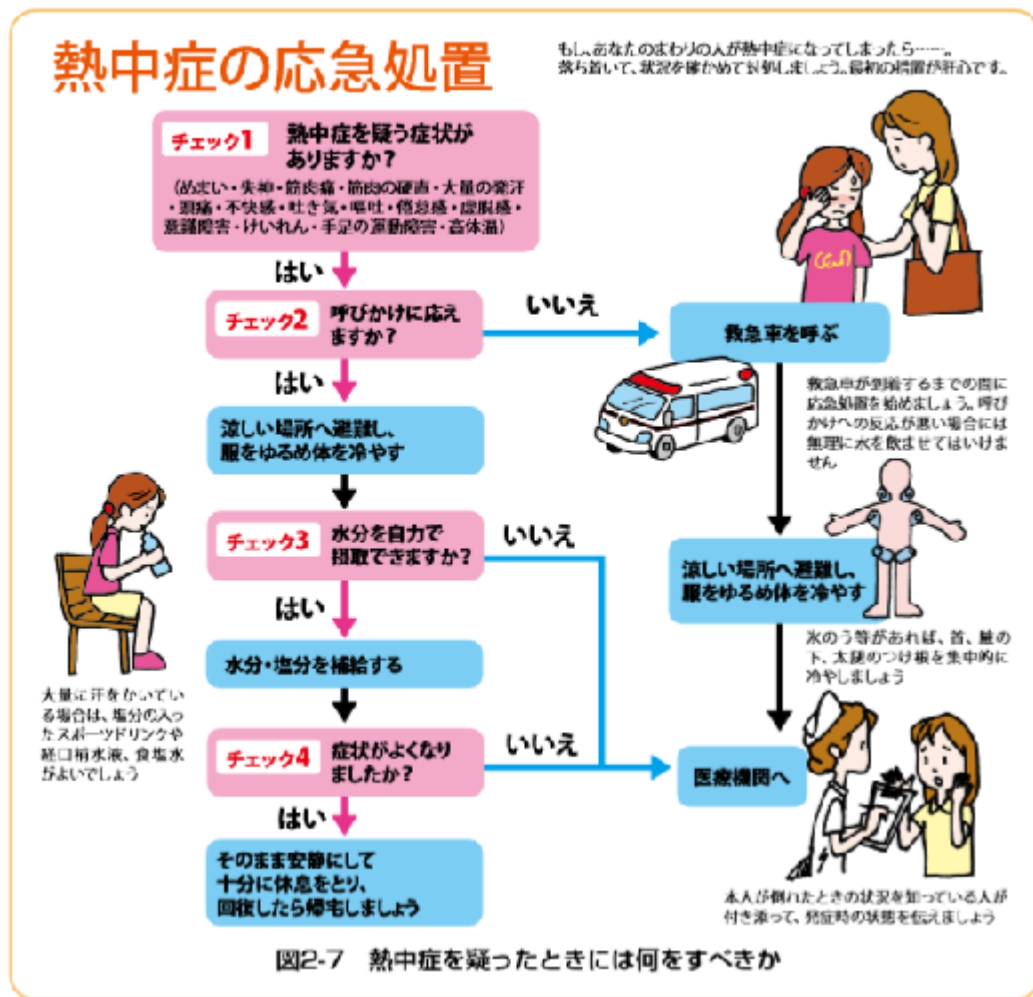
- ・首の付け根（前頸部）の両側、わきの下（腋窩部）、大腿の付け根の全面、股関節部（鼠経部）に氷のうを当てて冷却する。

③水分・塩分の補給

- ・経口補水液を飲ませる。
- ・意識がはっきりしており、応答が明瞭ならば冷やした水分をどんどん飲ませる。
- ・意識障害がある場合は、誤って水分が期間に流れ込む可能性がある。また、「吐き気」「吐く」という症状は、胃腸の動きが鈍っている。この場合には口から水分を飲ませるのは危険であるため、すぐに病院での点滴が必要となる。

④医療機関へ運ぶ

- ・自分で水分をとれない時は、緊急で医療機関に搬送することが必要。



6 交通安全対策

- ①交通安全教育は学校教育全体を通して指導する。交通安全に関する理解を深め危険から身を守るための技術や意識を高め判断できる力を育てる。
- ②学校だけでなく、地域社会、PTAと十分に連携する。
- ③交通安全教室の実施(1年・3年)。

7 不審者侵入に対する危機管理体制・役割分担

(1) 日常

担当者	活 動 内 容
校長	ア) 全体の統括
教頭	ア) 安全教育に関する事項（防犯教育、防犯訓練、校外学習の事前指導など） イ) 安全管理に関する事項（施設設備の点検、児童の安全確保に関する点検など） ウ) 安全に関する組織活動（体制の整備、教職員を対象とした研修や訓練など）に関する学校安全計画全体の状況把握と、必要な指示、掌握。 エ) P T A、地域社会、関係機関との連携。 オ) 日常の注意喚起に努める。（職員朝礼等で注意事項を共有する。） カ) 施設・設備の点検、児童の安全確保に関する点検する。
生徒指導部 安全部	ア) 防犯訓練の計画と実施 イ) 教職員対象の研修の計画と実施 ウ) 危機管理マニュアルの見直しと徹底（年度当初に行う）
担任	ア) 児童に対する防犯教育の実施（通学路での安全、こども110番の家、校内校外で不審者と遭遇した場合の対応、防犯訓練等）
養護教諭	ア) 児童の健康状態、要観察者の状況と、かかりつけ医療機関の掌握 イ) 応急手当、心肺蘇生法についての講習会資料作成 ウ) 救急病院の掌握 エ) 負傷者搬送時の必需品の確認と準備

(2) 緊急時

①基本方針

- ア) 児童の安全確保第一
- イ) 冷静に対応し、興奮・逆上させない。
- ウ) 1人で対応しない。
- エ) 教職員は最低安全距離（2m）を保って対応する。
- オ) 侵入者に逃げ道を与え、校外へ誘導する。

②児童の安全確保・誘導を最優先とする。各教室では有事の際には下記のように対応する。

- ア) 異常を聞きつけ次第（または業務連絡の放送を聞き次第）教員は児童を落ち着かせ、廊下と反対側の窓付近に集合させて座らせる。
- イ) 担任は教室内から後ろの扉を施錠し、教室で待機する。
- ウ) 緊急放送後、不審者対応グループは現場へ行く。安全確保グループは児童の安全確保を、救助救護グループは現場へ行き、様子を見て行動をする。

	担当者	活 動 内 容
総 指 揮	校長	ア) 全体の状況把握と必要な指示、掌握
	教頭	ア) 校内緊急放送 発生時：「ケペル先生、〇〇（不審者のいる場所）にお越してください」 収束時：「安全確保しました。次の指示を待ってください。」 イ) 児童の避難の必要性の判断と指示 ウ) 110番・119番通報 エ) 教育委員会へ支援要請（教育政策課課長 15-8013、児童生徒支援室 15-8047） オ) 保護者への緊急連絡 カ) 保護者説明会の準備と開催、連絡文書の作成

不審者対応	教頭 教務主任 担任外 各階1名	ア) 不審者対応 イ) 不審者隔離（校外へ追い出すか、校長室に身柄を確保するかする） ウ) 校内巡視 エ) 事件の情報収集、把握、整理 オ) 学校や地域の状況の把握
避難誘導	学級担任	ア) 児童の人員確認と安全確保（教室内に児童を入れ施錠する。） イ) 各階から1名が現場に駆けつける。 ウ) 避難・誘導が完了し、子どもの安全確保を確認の上、可能な範囲で不審者対応の応援体制を組む エ) 下校方法決定後の全保護者との連絡 オ) 児童の安全下校の確認
	支援学級担任	ア) 配慮を要する児童に対応する。
救護	養護教諭 事務職員 校務員 担任外	ア) 負傷者発生に備えて、救急用品の準備 イ) 負傷者搬送時の学校との連絡手段の準備 ウ) 避難場所での負傷者の有無等の確認と応急手当 エ) 負傷者発生現場での応急手当、搬送準備 オ) 負傷者氏名の確認とリスト作成 カ) 救急車同乗と搬送先からの連絡 キ) 負傷者と保護者への対応

8 不審者侵入時の集団下校について

- ・不審者確保・未確保にかかわらず、体育館で全体注意、校内安全確認後、児童は各教室で待機させる。保護者が迎えに来ることを原則とするが、協議して決定する。
- ・保護者への手紙、保護者集会についても協議する。

9 新たな危機事象への対応

(1) 弾道ミサイル発射への対応

Jアラートによる情報伝達と避難行動

① 学校にいる場合

1. 安全確保について校内放送で指示する、

(i) 校舎内にいる場合

- ・窓から離れ、実を低くして頭部を守る（机の下に入る等）。
- ・できるだけ窓から離れて外を見ない。

(ii) 校舎外にいる場合

- ・物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守る。

2. 状況把握とその対応

- ・迅速かつ正確に情報収集を行う。
- ・追加情報があるまで引き続き屋内避難を継続する。
- ・児童の安全確認を行う。
- ・ミルメール、ホームページを利用し、学校の状況、児童の安否等を保護者に情報提供する。

② 登下校中の場合

1. 安全の確保について

- ・近くのできるだけ頑丈な建物や 地下街などに避難する。
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に 身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。
- ・安全が確認できるまで待機をする。
- ・安全が確認できたら学校へ向かわせるまたは帰宅するなど自らの身を守る行動について指導する

2. 状況把握とその対応

- ・担任は保護者を通じて児童の安否を確認するとともに学校の対応についても説明をする。
- ・ミルメール、ホームページを利用して学校の対応について連絡をする。

1 0 緊急時の連絡網・対応図・連絡先一覧表・避難経路図

(1) 緊急時の連絡網

① P T A 役員連絡網

P T A 担当者が作成する。

② P T A 生活指導委員連絡網（生活指導委員に緊急の見回りを依頼する場合に使用する。）

③ ミルメール（全保護者に連絡する場合に使用する。）

* 個人情報保護と目的外使用禁止を徹底する。

(2) 全保護者に連絡する緊急連絡の流れ

学校→PTA会長・役員→各学年委員長

ミルメール配信→校長の承認を得て情報担当者が配信する。（配信希望保護者のみ）

(3) 緊急連絡網の保管場所

校長室、職員室（教務主任が保管）

(4) 緊急事態発生時の対応図・連絡先一覧表・避難経路図

① 緊急事態発生時の対応図・緊急事態発生時の連絡先一覧表を作成し、校長室、職員室、保健室に掲示し、教職員の周知を図る。

② 避難経路図を全ての教室・部屋に掲示し、児童に指導するとともに、教職員の周知を図る。

1 1 施設面における安全確保

(1) 門扉の管理

① 登校時

ア) 通常の授業時は、8時00分に正門と通用門を解錠し、正門、東門には校長と学校施設管理人が立ち番をし、登校指導に当たる。

イ) 児童の登校状況を勘案し、北門、南門は8時10分に門を閉め、施錠する。遅刻した児童は、正門のインターホンで職員室に連絡し、職員に通用口を開けてもらい登校する。

ウ) 安全監視ボランティアが午前8時30分から午後12時30分の間、正門の安全の監視にあたる。

② 授業時・休憩時

ア) 正門横の通用口を解錠して出入りすることを原則とする。

イ) 来校者は、安全監視員に保護者の名札等を見せ、身分を証明し入校する。

ウ) 安全監視員が判断に困ったときは、インターホンで名前と来校の用件を伝えるよう依頼し、必要があれば職員が通用口を解錠し、校内への立ち入りを許可する。用件終了後、職員が退校チェック等を行い、通用口から退校するのを見届ける。通用口の門扉は自動的に施錠される。

エ) P T A、及び納入業者については来校者確認証をつけてもらう。

③ 下校時、放課後

ア) 児童の下校の際には正門の通用口から下校させる。通用口の門扉は児童が通過したあと自動的に閉まり自動的に施錠される。

イ) 来校者については、授業時・休憩時と同様に対応する。

ウ) 安全監視員が午後2時30分～午後4時30分まで、校門の通行の安全の監視にあたる。

(2) 安全点検

① 毎月始めに安全点検を行い、点検表に記入する。

② 年一回、学校施設非構造部材点検を行い、施設の安全管理に努める。

③ 安全部は、安全点検内容を確認し、点検状況について、教頭に報告する。

④ 教頭は必要があればまなび舎整備室等と連絡を取り補修を行う。

⑤ 教頭は必要があれば教職員に補修を指示する。

1 2 防犯教育・防犯訓練

(1) 防犯教育

①防犯教育にかかわる指導時間と内容が校区内

指 導 時 間	指 導 内 容
①特別活動 * 関連学習内容があるときには、その他の教科においても防犯について指導する。	①不審者侵入時の行動 ②登下校時の安全 ③校外学習時の安全 ④帰宅後の行動 ⑤長期休暇の過ごし方 ⑥防犯訓練

②児童への防犯教育実施に際しての留意事項

- ア) 防犯教育については、「学年だより」等により、あらかじめ内容を保護者に知らせ、理解と協力を得て実施する。その際、保護者からの申入れ等により、犯罪被害にあったことのある児童について配慮が必要な場合は、学年会で相談し、適切に対応する。
- イ) 通学路等での万一の際の対処のしかた（助けを求める、逃げる、）についても指導する。また、被害にあったり、あいそうになった場合には、必ず家の人や学校の教職員に話すよう指導する。
- ウ) 「こども110番の家」について指導する。
- エ) 校内に不審者が侵入した場合の対応について指導する。特に、来訪者は必ず「来校者確認証（名札）」等を着用しているもので、着用していない者には近づかず、教職員に知らせることや、自分の身が危ないときは、すぐに逃げることなどについて指導する。

(2) 防犯訓練

①防犯訓練実施に際しての留意事項

- ア) 警察・消防機関と連携し、通報訓練も含めた防犯訓練を、教職員のみで年1回以上実施し、応急手当、心肺蘇生法講習会についても年1回以上実施する。
- イ) 児童を含めて実施する防犯訓練は年1回以上実施し、児童が動揺しないよう配慮する。とりわけ、不審者が実際に侵入してくる防犯訓練については、児童が怖がることのないように注意する。（恐怖感を抱かせるおそれがあるような防犯訓練は、教職員のみで実施する。）

1 3 定期的な巡視

(1) 校内巡視

通常は、次に掲げる体制で、始業前は正門指導、授業中・放課後は校内巡視を実施し、不測の事態に備える。

- ①毎休憩時間は、校内に不審者等が侵入していないか確認するとともに、児童の動きに注意を払う。
- ②巡視中に来訪者と出会った場合には、必ずあいさつ等の声かけを行う。
- ③万一の際に他の教職員に非常事態であることを知らせるため、防犯ホイッスル等を活用する。
- ④本校教職員であることが誰にでもわかるように、校内では必ず「教職員カード（名札）」を着用する。
- ⑤不審者に遭遇した場合は、暴力を阻止するために、身近な道具等を活用できるよう、日ごろから保管場所を把握しておく。

(2) 定期校外巡視等

①通学路点検

- ア) 每学期1回、集団下校訓練時に全教職員で通学路の危険箇所点検と防犯パトロールを実施する。

1.4 不審者情報があった場合の対応

(1) 確認事項

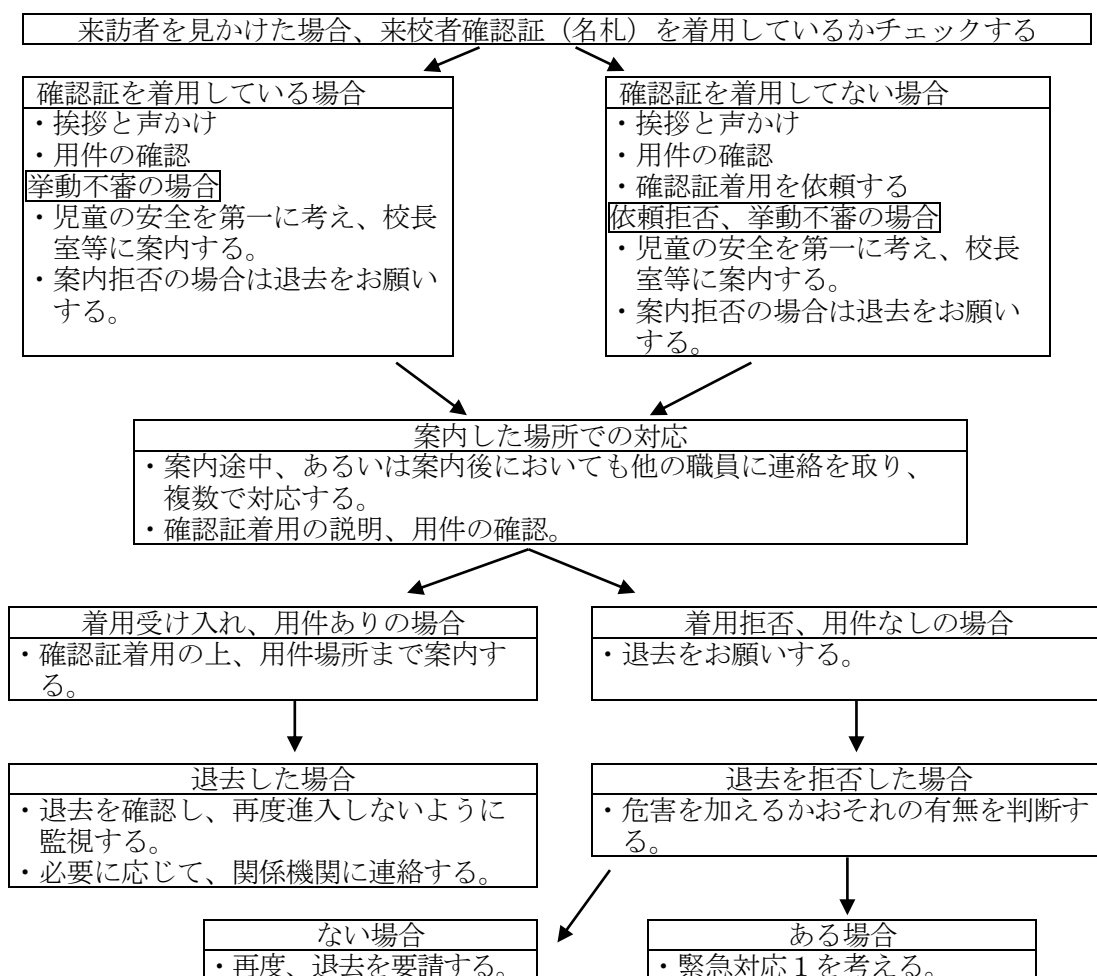
- ①内容
- ②情報提供者の名前・連絡先
- (2) 校長、教頭、生徒指導担当者に連絡
- (3) 集団下校等の実施について検討・対応
- (4) 緊急時の連絡網で関係者に連絡

※市教育委員会、PTA役員、校区青少年育成指導員代表、近隣校(枚方中、枚方小)、留守家庭児童会、枚方幼稚園、枚方保育所等

- (5) 文書等により速やかに保護者・地域の人に情報と学校の対応を連絡

※緊急性に応じてメール配信を実施する。

1.5 関係者以外の立ち入りに対する対応



1 6 危険度に応じた対応（緊急対応1～3）

- (1) 緊急対応1 退去を求めても応じず、危害を加えるおそれがある場合
 (2) 緊急対応2 危害を加えるおそれが非常に高い場合
 (3) 緊急対応3 危害が及んでしまった場合

緊急対応1

対策本部	不審者対応（複数対応）	児童の安全確保（避難・誘導）	負傷者対応
<ul style="list-style-type: none"> ○状況の変化に対応できるような統括と指揮 ○110番通報の指示 教育委員会の支援要請 ○校内緊急放送で緊急対応1であることを全教職員、児童に知らせる。 ○児童の避難の必要性の判断と指示 ○不審者逃亡の場合、近隣校への連絡を教育委員会に要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○不審者を落ち着かせるよう丁寧な対応 ○不審者の言動に注意 ○隔離できる場所へ連れて行く努力 ○所持品（凶器等危険物）の確認の努力 ○不審者との距離の確保（2m以上） ○警察が到着するまで児童に危害が及ばないように配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の人数確認と安全確保 ○教室で待機、避難についての放送等の指示を待つ。児童の安全確保確認後、可能な範囲で不審者対応の応援体制を組む 	
事件終息（不審者確保） <ul style="list-style-type: none"> ○警察、消防、教育委員会等への状況報告 ○保護者（PTA本部役員等）への連絡 ○当日の授業継続、下校方法等の決定 ○今後の登下校方法・授業についての決定 ○保護者説明会の準備と開催 ○保護者あて連絡文書の作成 ○メールの配信 ○近隣学校（園）への情報提供 ○報道機関への対応 ○記録 	事件終息（不審者確保） <ul style="list-style-type: none"> ○校内を巡視し、他の不審者の有無の確認 ○逃げ遅れた児童や負傷者の有無の確認 ○児童の安全確保の応援 ○事件の情報収集、把握、整理 ○学校や地域の状況の把握 	事件終息（不審者確保） <ul style="list-style-type: none"> ○下校方法決定後、全保護者と連絡をとり、児童の安全下校を確認 ○保護者あて連絡文書を児童へ配布 	事件終息（不審者確保） <ul style="list-style-type: none"> ○負傷者の有無の再確認、全容把握

緊急対応2

対策本部	不審者対応（複数対応）	児童の安全確保（避難・誘導）	負傷者対応
事件発生 対応1に同じ <ul style="list-style-type: none"> ○校内緊急放送で緊急対応2であることを全教職員、児童に知らせる。 	事件発生 対応1に加えて <ul style="list-style-type: none"> ○周囲に危険を知らせる。（笛、大声、大きな音、火災報知器） ○不審者の移動を阻止する努力 ○攻撃に備え防御できる身近な道具の活用（ぼうき、いす、机、消火器など） ○近くに児童がいる場合は逃げるように指示 ○児童から注意をそらさせ、不審者を児童に近づけない努力 ○児童が捕らわれている場合は、不審者を説得 	事件発生 対応1に加えて <ul style="list-style-type: none"> ○避難場所、経路の決定、避難 ○避難後の児童の人員確認と負傷状況等の確認 	事件発生 <ul style="list-style-type: none"> ○準備した救急用品、負傷者搬送時の学校との連絡方法を確保して避難場所、負傷者発生現場へ急行（お金、携帯電話、緊急連絡網等） ○負傷状況の確認と応急手当 ○救急車要請の判断

事件終息（不審者確保）対応1に同じ	事件終息（不審者確保）対応1に同じ	事件終息（不審者確保）対応1に同じ	事件終息（不審者確保）対応1に同じ
-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

緊急対応3

対策本部	不審者対応（複数対応）	児童の安全確保（避難・誘導）	負傷者対応
事件発生 対応1に同じ ○校内緊急放送で緊急対応3であることを全教職員、児童に知らせる。 ○負傷者対応の要請で救急車手配（119番）	事件発生 対応1、2に加えて ○不審者に注意しつつ、負傷した児童等の状況確認と応急手当（救命最優先） ○被害を最小限にする努力	事件発生 対応1、2に同じ	事件発生 対応2に加えて ○負傷者発生現場へ急行 ○負傷者の応急手当、搬送準備、救急車手配の要請 ○負傷者氏名等の確認とリスト作成 ○救急車同乗と搬送先からの連絡
事件終息（不審者確保） 対応1に同じ	事件終息（不審者確保） 対応1に同じ	事件終息（不審者確保） 対応1に同じ	事件終息（不審者確保） 対応1に加えて ○負傷児童と保護者等への対応

1.7 事後の対応

(1) 事後の対応

- ①本部（管理職）
 - ア) 再発防止、学校再開のための総括
 - イ) 報告書の作成
 - ウ) 保護者、地域社会との連携方策等の改善
 - エ) 危機管理マニュアルの見直し
- ②生徒指導部、担任、養護教諭
 - ア) 負傷者に対するケア
 - イ) 心のケア
 - ウ) 学校医等との連携体制の改善
 - エ) 安全教育の内容、指導体制等の見直し
- ③生徒指導部
 - ア) 再発防止策の検討と危機管理マニュアルの見直し
 - イ) 危機管理体制、役割分担の見直し

(2) 報道関係機関への対応

- ①教育委員会との連携
 - ア) 取材を受ける際の留意事項等について助言を得るなど、教育委員会と緊密な連携を図る。
- ②窓口の一本化
 - ア) 取材要請があった場合、窓口を一本化し、校長又は教頭で対応する。

1.8 学校行事の受付体制（参観日・運動会）

保護者には児童入学時に各家庭2枚のPTAカード（名札）を配布し、卒業時に回収する。（6年間使用）

(1) 保護者参観

- ①正門で教職員が立番をして来校者をチェックする。
- ②PTAカードを忘れた保護者は、監視ボックスで名前とクラスを書いて名札を貸し出す。
- ③挙動不審な者が来校した場合は、職員室に連絡をとり応援を頼み、不審者が教室等に近づかないよう、冷静に対応する。（相手を興奮させない。）
- ④近くに児童がいる場合は、児童をそこから遠ざける。（児童の安全が最優先）
- ⑤不審者が突然暴れ出した場合など緊急の場合は、すぐに防犯ホイッスルを吹いて危険を知らせ、むやみに不審者に立ち向かわない。警察に連絡を取ることを職員室に携帯電話等（監視ボック

スにあり)で要請する。(監視ボックス内の緊急通報カードを押す。)

(2) 運動会

①保護者参観に準ずるが、PTAと協議しより有効な対策を講じるように改善していく。

1 9 学校行事の緊急時対応(参観日・運動会)

①万一、不審者が侵入した場合は、危険度に応じて緊急対応1～3の行動をとる。

②全校に緊急放送が流れた際は、各担任等教職員は、児童を動揺させないように、保護者に対し簡潔に事情を説明し、教室等で児童を守ってもらうよう依頼する。その際、保護者や児童が動揺しないよう、落ち着いて対応する。

*保護者への説明例

「皆さん、今の放送は、校内の〇〇でトラブルがあった場合の暗号による放送です。すでに本校教職員が緊急体制に入っていますので、落ち着いて、この教室の子どもたちの安全を確保できるよう、協力してください。教室の中に入りドアを閉め、児童とともにドアから離れてください。私は、廊下に出て状況を確認しますので、お待ちください。」

③教職員は、防御できる用具を持ち、保護者に対しても準備してもらうよう依頼する。

④放送等の指示に従い、避難または待機する。

2 0 学校行事の体制等(校外活動)

(1) 校外学習等、校外での活動時の留意事項

①計画の作成

ア) 場所等の選定については、地理的な状況や交通機関等、計画を作成する段階で、必ず下見を行い、危険箇所、救急病院等についてチェックする。

②事前準備等

ア) 児童に対して安全指導(交通安全について)と防犯指導(知らない人がついてくる、声をかけられた場合の対応等)を十分に行う。

イ) 特に、防犯指導については、犯罪被害のおそれがある場合など、万一の際の対処のしかた(助けを求める、逃げる。)などについても指導する。

③当日の対応

ア) 緊急時は、引率責任者が全体の指示を行い、それに従って担任は児童の安全を守る。

イ) 万一の緊急事態に備えて、学校、保護者等にすぐ連絡できるよう、携帯電話(無い場合は小銭とテレホンカード)、保護者の連絡先一覧(緊急時の連絡網)、救急病院の連絡先防犯ホイッスル等を持参する。

④緊急事態発生時

ア) 直ちに、学校、警察(110番)、救急(119番)、保護者に連絡する。

イ) 状況を把握し、他の児童の安全確保に十分留意する。

2 1 通報の要点

- | | |
|------------|------------------------------------------------------------------------|
| (1) 学校名 | 枚方市立枚方第二小学校 |
| (2) 学校住所 | 田宮本町11番1号 |
| (3) 電話番号 | 050-7102-9004 |
| (4) 連絡者の氏名 | 〇〇 △△ |
| (5) 要の説明 | ①いつ
②どこで
③何があった
④今どうなっている(被害の状況、けがのようす等)
⑤犯人は(人相・車種・逃走方向等) |

2 0 改訂の経緯

平成30年4月	全面改訂
令和元年9月	一部改訂(「5 熱中症予防と対応」を追加)
令和2年4月	一部改訂

緊急連絡先一覧

枚方警察署	072-845-1234	枚方市立枚方保育所	072-843-0485
枚方消防署	072-852-9933	枚方市立枚方幼稚園	072-841-2180
東芝エレベーター	06-6445-1048	枚方市立枚方小学校	050-7102-9000
近代警備保障株式会社	06-6353-0301	枚方市立枚方中学校	050-7102-9205
大阪ガス	072-961-6983	留守家庭児童会	072-846-6966
関西電力	072-844-1131		
枚方市教育委員会 教職員課	050-7105-8040		
枚方市教育委員会 児童生徒支援室	050-7105-8047		
枚方第二小学校PTA会長	横野 博久(4-1)		